

## 関ヶ原町空き家リフォーム補助金交付基準

リフォームの内容	可否
同一棟の住宅の増築	○
屋根の葺き替え、塗装	○
外壁の張り替え、塗装	○
部屋の新設、間仕切りの変更	○
壁紙や床の張り替え等の内装工事	○
室内の建具の交換	○
外壁、屋根、天井の断熱化工事	○
雨樋等の修理	○
畳の表替え	○
風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○
システムキッチンの設置	○
窓、ガラス（サッシ）の取り付け、交換	○
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	△ 一部対象（他の改修工事が伴う場合）
給湯設備、エコキュートの設置	△ 一部対象（同時に配管工事等を行う場合 製品本体の取替のみは対象外）
スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	△ 一部対象（間取りの変更など他の改修工事が伴う場合 配電盤は対象外）
耐震補強、改修工事	△ 一部対象（対象補強工事と併せて実施する関連工事について、町建築物等耐震化促進事業の補助対象とならない工事を対象）
バリアフリー改修（手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	△ 一部対象（介護保険の住宅改修費支給制度又は関ヶ原町障害者地域生活支援事業制度を利用している場合は対象外）
室内カーテン・ブラインドの取り付け、取り替え（カーテンレールの取り付け含む）	△ 一部対象（内装工事が伴う場合）
住宅の解体工事	△ 一部対象（増築、改築を伴う解体工事の場合）
併用住宅の場合	△ 一部対象（住宅部分のみ）
屋外の単独トイレの修繕	△ 一部対象（付属するトイレは対象、全く離れたトイレは対象外）
薪ストーブの購入、設置、取り付け	× 対象外（リフォームではないため）
エアコン等電化製品の購入、設置、取り付け	× 〃
太陽光発電システムの設置	× 〃
太陽熱温水器	× 〃
造園工事、植木剪定	× 〃
下水道、合併浄化槽等への接続工事	× 〃
電話やインターネットの配線工事	× 〃
防犯用ライトの取り付け工事	× 〃
浄化槽本体	× 〃
シロアリ駆除	× 〃
門扉、ブロック塀等の外構工事	× 対象外（住宅ではないため）
住宅と別棟の車庫の増改築	× 〃
寺、社務所	× 〃
他の事業で補助金の交付を受けている	× 対象外（他の補助制度を利用しているため）
公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	× 対象外（他の補助制度を利用しているため）
世帯の誰かが、過去に当補助金の交付を受けている	× 対象外